

## 県境不法投棄事案に係る風評被害対策制度の概要

### 1 風評被害による経済損失を補填する給付制度

#### (1) 趣旨

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業の実施に伴う風評により経済損失を受けた場合に、当該被害の範囲内で損失を補填するため、県の要綱により給付制度を設ける。

#### (2) 対象地区

田子町のほか、八戸市、三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、百石町、六戸町、下田町（12市町村）

#### (3) 対象者

対象地区で事業を営む個人又は法人その他団体

#### (4) 対象被害

事業活動に係る経済的被害

#### (5) 風評被害認定委員会の設置

被害の認定基準及び給付金の算定基準を定めるため意見を聴く。個別の案件の被害の認定及び給付金の算定についても意見を聴く。

### 2 予算措置として債務負担行為の設定

#### (1) 趣旨

予算を伴う制度制定には予算措置が必要であることから債務負担行為を設定し、将来にわたる財政上の債務を明確にする。

#### (2) 設定する事項

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金

#### (3) 設定する限度額

30億円

#### (4) 設定する期間

平成15年度から平成24年度まで